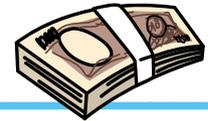


曖昧な態度が相手を引き寄せる



毎年、新入生が入学してくる時期にはサークルの勧誘活動などに紛れ、就職活動の時期には就職活動で悩む学生をターゲットに、うまい話や都合のいい話など、甘い言葉を使った悪質な訪問販売や外部の各種団体などからの勧誘が多くなり、その被害も一向に減りません。

※安易に自分の氏名や連絡先（LINE や SNS のアカウントを含む）を教えないように注意してください。

過去の事例では・・・

- 学生宿舎やアパートでは、一人暮らしを始めたばかりの皆さんを狙い、多くの訪問販売業者などがやってきます。以下は筑波大生の実例の事例です。
 - ・「本日かぎりの特別料金」と言われミネラルウォーターとサーバーのセットを買わされた。
 - ・「筑波大生が良く使う教材です」と言われ高額な教材を買わされた。
 - ・「消火器は持っていないと法律違反ですよ」と言われ消火器を買わされた。
 - ・「電気自由化になりましたので、検針票を見せてください」と言われ、割高な電力会社に乗り換えさせられそうになった。
- ※ 訪問者の言葉に直ぐに乗らず、契約は慎重に!!
- 「学習塾の講師に登録しませんか」と誘われ、自分も写真を撮られて登録したけれど仕事はなく、ネットで『講師陣は筑波大生が多数』と紹介されており、筑波大学のブランドを利用されただけだった。
- 学生サークルと言われ活動に参加していたが、GW（ゴールデンウィーク）が終わる頃になって宗教的な話が出始めたため、学生生活課に相談すると大学公認の団体ではないことが判明し、正体を隠してのカルト勧誘であることが分かり、抜けることができた。ただし、これには、早期に対応が行えた結果であり、相談する機会もなく宗教活動に没頭してしまい、友人とも決別し、大学を辞めてしまった学生もいます。

勧誘に使われる手口とは・・・

訪問販売

- 「今だけ」、「特別に」、「限定」など、お得感を持たせる場合が多いです。断れない人と判断されてしまうと、契約するまでしつこく勧誘してきます。
- 不安を誘う手口として、「あなた以外はみんな持っていますよ」、「これがないと大変ですよ」などがあります。

正体を隠してのカルト勧誘

- 「土曜日に、私たちの勉強会に参加しない？」 → 「土曜日は用事があるので」 → 「だったら、あなたの都合の良い日に合わせるから、いつにしようか」と会話を進めることにより、自分で予定を決めさせるように仕向け、誘いを断りづらくさせます。
- 初めは団体名などを明かさずに声を掛けられ、色々話してみると大学のことに詳しく、履修の仕方や勉強のアドバイスをしてくれたり、体調不良の時には弁当を買ってきてくれるなど親切にされた。その後、勉強会・セミナーに誘われ、行く気は無かったがいつも親切にされているので断わりづらく参加してみたところ宗教に関する内容だったという事例もあります。

ここに気をつけよう、被害を防ぐために・・・

- 不審な勧誘と感じたら、はっきりと断ることが大切です。相手は少しでも自分のペースに引き込もうと様々な言葉で話しかけてきますが、話を聴く必要はありません。「いりません」、「興味ありません」とはっきり断ってください。
- 安易に自分の氏名・連絡先を教えないことが重要です。悪質な勧誘をするグループは裏でつながっている可能性が高く、あなたの個人情報は様々なグループに流れていきます。
- 特に4、5、6月は不審な勧誘が多くなります。安易にうまい話や甘い言葉に信じないように注意してください。

正体を隠した悪質なカルト団体に注意



正体を隠した悪質なカルト団体は、新入生をターゲットに、一見カルト団体と分からないような巧妙な手口で勧誘を行ってきます。「わたしはそんな変なことにだまされるはずがない」と思っている人ほど要注意です。

アンケートと言われ、連絡先を記入してしまった

- 大切な個人情報を安易に相手に教えることのないように注意してください。特に会ったばかりの人と携帯番号を交換した!これは、レッドカードです。(LINEなどのアカウントも同様です。)
- アンケートはどのような団体が、どのような目的で取っているのかを確認してから答えるのが常識です。なお、大学構内で文書等を配布するには大学の許可が必要であるため、許可を受けているか確認してください。

勉強会に誘われ、行くと言ってしまい、断りづらい

- ◎ カルト団体はすべてそうとは限りませんが、何も分からないうちに取り込むためにやさしく声をかけてきます。以下のような例はマインドコントロールの第一歩になりますので十分注意しましょう。
- ① 「優しく誘われ『勉強会は面白そうですね』と相づちをうったので、断るわけにはいかない。」
- ② 「何度も誘われ『行けたら行く』と約束したから行かないとまずい。」
- ③ 「あの人が勧めてくれるのだから怪しくないはず」あの人とは、自分を認めてくれた人(ほめてくれた人、おだててくれた人等)、親切な人(相談に乗ってくれた人、体調が悪い時に心配してくれた人等)。
- ④ 「勉強会に行くくらいならいいか」、「行って怪しいと思えば帰ればいいし。」
安易に行ってしまうと、抜け出せなくなる可能性が高くなりますので、はっきりと断ることが大切です。

楽しそうなサークルだと思っていたら・・・

- 最初の勧誘の内容と徐々に違う内容になった。
- 活動の場所が学外のマンションの一室であったり、××センターへ誘われるようになった。
- 何かと親切にされて、いちご狩りに行こう、サッカーをしようと言われて参加したが、本当の団体の名称や目的は後で知らされた。
- 「君しかわからない話だから、友人や家族には話さないように」と言われたりした。
- 泊まり込みの合宿に誘われサークルの合宿だと思って参加したら、携帯電話、財布、家のカギも合宿中はじまだからと預けさせられ、逃げ出そうとしても逃げ出せなかった。

「おかしいな」「怪しいな」と思ったら、早めに相談を

- 甘い言葉、優しい言葉に惑わされず、疑問に思ったら、そこで一旦止まりましょう。
- 有名人、偉人等を持ち出したら、怪しいと思しましょう。
- 「意識が高い」「あなたは特別だ」等とほめられたら、注意しましょう。
- ※ 少しでもヘンだなと思ったら、すぐに担任やあなたの所属する学群・学類・研究科対応のエリア支援室あるいは学生生活課へ連絡をしましょう。総合相談窓口(P.5)でも相談できます。

いらないハッキリ断る!



大学生を狙った詐欺や悪質な商法による被害が増加しています。様々な悪質業者等があなたを狙っていることを忘れずに、適切な判断をもって不必要なものは断る勇気を持ちましょう。

※特に、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳になったばかりの方を狙う詐欺等に注意しましょう。

詐欺・悪質商法に注意!

- 振り込め詐欺：突然電話がかかってきて、あなた自身や警察官、弁護士などを装い、あなたの家族を信じこませて、現金を振り込ませる行為です。
帰省先には、定期的に連絡する習慣をつけ、緊急時のために大学（対応エリア支援室学生支援担当または学生生活課）の連絡先を伝えておきましょう。
- 架空請求詐欺：実在する企業名や公的機関等を騙って、実際には利用していない有料情報サービスの利用料や債権などを請求する文書を電子メールやはがき等で送りつけ、送金を要求する行為です。そういった身に覚えのない請求に対しては、以下のことを心がけてください。
 - ・心当たりのないメール（SMS等）や、ハガキに書かれているアドレス・電話番号に安易に返信・連絡をしない。
 - ・請求されても利用した覚えがなければ現金を振り込まない。
 - ・電子マネーでの支払い要求にも注意する。
 - ・念のため、請求書類は保管しておく。※不安を感じた場合には、相手に連絡したり料金を支払う前に、消費生活センター等に相談してください。
- 寸借詐欺：「財布を落としてしまい、とても困っています。いくらか貸してください」などと突然声をかけ、メモ的な借用書を渡して数度に渡って現金をだまし取る行為です。知らない人には安易にお金を貸さないようにしましょう。
- キャッチセールス：街頭で「アンケートに答えて」、「キャンペーンを行っています」などと声をかけ、販売目的であることを告げずに営業所や喫茶店に誘い、商品やサービスの契約をさせる方法です。
- マルチ商法：ネズミ算式に人を勧誘し、その紹介料により利益が得られるシステムです。必ず儲かるという保証はありません。また、あなたが嘘をついて友人や知人を勧誘することは犯罪です。
- モノなしマルチ商法：投資や仮想通貨、「成功した投資家の投資手法」の情報が入ったUSBメモリなど、実際に「モノ」を購入させるわけではなく、目に見えない暗号資産（通貨）や投資の儲け話を提供することで、お金を払わせる方法です。
- 資格取得商法：電話で「今なら受講するだけで〇〇士の資格が取れる」、「近く必ず国家資格になるので、就職に有利になる」などと言って、資格取得教材等の申し込みを執拗に迫ります。曖昧な返事（「結構です。」など）をすると、一方的に契約したことにされてしまう商法です。また、忘れたところに再勧誘を受けるなどの二次被害に繋がるケースもあります。「必要はありません」とはっきり断る態度が必要です。

サラ金・クレジットカードに注意

- 「消費者金融」は、ATMなどが駅前にあり、すぐにカードが作れて、誰でも簡単にキャッシングできる（融資を受けられる）ようになっています。
- あまりに気軽に借金ができるので、お金を借りているという認識が薄い人がいますが、ごくわずかな借金でも高金利支払いのため、次々と他のサラ金業者から借りることになります。ついには巨額な返済に追われ、本人の学生生活はもとより、家族全員の生活にも深刻な影響を及ぼします。
- クレジットカードは現金がなくても商品を購入できるため、安易に契約し、支払えなくなるケースも起きています。
※特に、リボ払いに注意!!
毎月の返済額が変わらないため、借金をしているという意識が薄れ、返済総額が分かりにくく、利息の多さが実感できなくなる。
- いくら手軽に利用できるとはいえ、借りたお金は返す、買った品物には代金を支払うのは当たり前なので、セルフコントロール（自己抑制）に自信がない人は、初めから手を出さないようにしましょう。

知っていますか？クーリング・オフ制度



訪問販売等一定の取引について、消費者（皆さん）が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度です。特に、悪質な商法により不本意な契約をした場合は、特定商取引法のクーリング・オフ制度を活用しましょう。

クーリング・オフの期間

- 訪問販売（店舗外での契約）
法定の契約書面が交付された日から8日以内
- 電話勧誘販売（業者からの電話での契約）
法定の契約書面が交付された日から8日以内
- 連鎖販売取引（マルチ商法による取引）
法定の契約書面が交付された日、あるいは商品を受け取った日から20日以内
- 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）
法定の契約書面が交付された日、あるいは商品を受け取った日から20日以内
- 特定継続的役務提供（5万円を超えるエステティックサービス・美容医療・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを一定期間継続する契約）
法定の契約書面が交付された日から8日以内 ※中途解約権有

クーリング・オフの方法

- クーリング・オフは、ハガキに必要事項を書いて「簡易書留」等の記録の残る方法で郵送する。その際、その両面のコピーを取り、「簡易書留」等の受領書と一緒に保管しておく。

ハガキ（簡易書留）での通知例

※クレジット契約の場合は、販売会社と同時にクレジット会社にも通知の必要あり。

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××× <input type="checkbox"/> 営業所 担当者△△△△
クレジット会社	△△株式会社
〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇	

自分から店に出向いたり、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込んだ場合などは、通常、クーリング・オフできません。

※通信販売取引は、返品特約制度あり。

返品の可否を確認してから注文しましょう。
詳しくは最寄りの消費生活センターに相談してください。

①つくば市消費生活センター

相談受付 毎週月～金曜日（祝日を除く）

時 間 9:00～12:00 13:00～16:00

電 話 029-861-1333

H P <http://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/shohi/1000980.html>



②消費者ホットライン

相談受付 平日及び土日祝祭日

電 話 局番なし188 いやや!

H P http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/



③国民生活センター

H P <http://www.kokusen.go.jp/>

